

○財務省告示第六十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
令和元年六月五日に発行した利付国債の発行条件
等を次のとおり告示する。
令和元年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五十四回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）第四号）
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）
の法律及びその 十四号）第四号）第四号）第四号）

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

十 十
一 一
イ 一
ロ 一
発

十 十
三 二

十 十
四 四

十 十
五 五

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発
払 過 行 争 非 者 特 国 発 札 競 行 行
込 利 入 入 者 別 債 行 競 格 行 行
み 子 札 格 第 参 市 及 入 争 格 日

初 期 利 子

後 第 二 期 以 後 第 二 期 利 子

額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。 令 和 元 年 六 月 五 日
額 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 二 円 一 銭
以 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 二 円 一 銭
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 二 円 四 銭

年 ○ ・ 一 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に 規
定 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規
定 する 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{77}{365}$$

令 和 元 年 九 月 二 十 日 を 支 払 期 と
し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金
額 を 支 払 う 。 但 し 、 支 払 期 が
銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、 そ
の 翌 営 業 日 に 支 払 う 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い

る 期 日 に つ い て 同 じ 。

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 期 限

令 財 日 額 令 利 て
和 務 本 面 和 子 、
元 大 銀 金 十 を そ
年 臣 行 額 一 年 支 の
六 か 百 年 三 払 日
月 通 円 月 月 払 以
五 知 につ 二 三 前
日 を 百 十 日 六
受 元 日 月 月 月
け 百 十 日 間
た 円 日 間 に
者 円 日 間 属
す
る